

東海村情報公開・個人情報保護審査会会議録

1	開催日時	令和2年8月20日(木) 午後1時30分から午後3時まで
2	場所	東海村役場議会棟2階203委員会室
3	出席者	委員 武田隆志, 岩佐淳一, 永目裕子, 佐藤文昭, 小泉奈知子 事務局 富田企画総務部長, 小林総務課長, 須藤課長補佐, 安部主事
4	欠席者	なし
5	公開又は非公開の別	公開
6	非公開の理由	
7	議題	(1) 開会 (2) 委嘱状交付 (3) 企画総務部長挨拶 (4) 委員紹介 (5) 会長及び副会長の選出 (6) 令和元年度情報公開請求及び個人情報開示請求の回答状況について (7) その他 (8) 閉会
8	配布資料	・東海村情報公開・個人情報保護審査会次第 ・令和元年度情報公開請求及び個人情報開示請求の回答状況一覧(資料1) ・情報公開に関する判例及び答申の紹介について(資料2・3)
9	発言内容	(委員意見・質問)  (6) 令和元年度情報公開請求及び個人情報開示請求の回答状況について  委員: 部分開示になる場合の大部分は情報公開条例第7条第2号(個人に関する情報)に該当する場合であるとの説明があったが, 請求者から「なぜ部分開示になるか」について納得を得られないケースはあったか。 事務局: 部分開示の場合は, 納得を得られるよう, なぜ部分開示になるかの説明を条例の該当条文等を示しながら行う

ようにしている。

委員：申請者に納得してもらえよう、丁寧な対応をお願いしたい。

委員：部分開示において、第7条第2号以外の事由は何があったか。

事務局：令和元年度中で条例第7条第2号に次いで多かった理由は、第7条第3号（ア）（法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの）に該当する情報であった。

委員：情報公開に係る不服申立てについて、近隣の状況はどうなっているか。

事務局：茨城県のホームページに掲載されている資料によると、県における情報公開条例に基づく開示請求に関する不服申立て件数は年間5件程度となっている。

委員：入札に関する情報公開請求が多いことについて、村特有の事情はあるのか。

事務局：入札の結果等の情報をホームページ等に掲載し広く公表している自治体もあり、そのような自治体と比較すると入札関係の情報公開請求件数は多くなる。村でも建設等の業界紙を通して入札情報の公表を行っているが、掲載される情報が限られているため、より詳細を知りたい場合は情報公開請求が必要となる。

## （7）その他

委員：村での電子メールの保管状況はどのようになっているか。

事務局：外部から電子メールで送付された文書は、紙に印刷して回覧後、ファイルに綴って保管している。メールのデータに関しては、フォルダから削除するとバックアップデータも含めて削除されてしまい、データの復元をすることができない。現在は紙ベースでの文書管理が中心となっているが、今後情報の電子化が進んでいく中では、電子データも含めて保存年限を定め、適正に管理することが必要となっていく。

委員：村の文書のペーパーレス化の状況はどうなっているか。

事務局：紙資源の削減の観点からも、会議において資料を紙ではなく電子データで配布するなど、ペーパーレス化が進んでいる状況にある。

委員：どのようなメールを保存の対象とするか、電子データをどのような形でどれほどの期間保存するかなどを、きちんと整理していく必要がある。